

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (署名地) (注3)	署 名 者	告示日 (注4)
ベンブグラデシ ユ	人材育成奨学計画のための贈与 に関する日本国政府とベンブグラ デシユ人民共和国政府との間の 交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な 1. 学生（平成十六年度以前に来日したもの）に日本国 内の高等教育機関において学術的な機会を与えるた めに必要な役務の供与 2. 上記1.の学生の日本国での勉学に必要な経費の供与	20,000千円 H19.3.31まで	H18.6.19 ダツカで (同日)	日本側 井上正幸在バンブ グラデシユ大使 モハマ ド・イスマイル・ザビラ ッラー財務省経済関係局 次官	H18.6.30 382号
ベンブグラデシ ユ	人材育成奨学計画のための贈与 に関する日本国政府とベンブグラ デシユ人民共和国政府との間の 交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な 1. 学生（平成十九年度に来日するもの）に日本国内の 高等教育機関において学術的な機会を与えるために 必要な役務の供与 2. 上記1.の学生の日本国での勉学に必要な経費の供与	299,000千円 (H18年度 43,000千円) H19.3.31まで (H19年度 132,000千円) H20.3.31まで (H20年度 75,000千円) H21.3.31まで (H21年度 49,000千円) H22.3.31まで	H18.6.19 ダツカで (同日)	日本側 井上正幸在バンブ グラデシユ大使 モハマ ド・イスマイル・ザビラ ッラー財務省経済関係局 次官	H18.6.30 383号
ベンブグラデシ ユ	コックスバザール及びケブアラ 気象レーダー整備計画のための贈 与に関する日本国政府とベン ブグラデシユ人民共和国政府との 間の交換公文	コックスバザール及びケブアラ気象レーダー整備計 画を実施するために必要な 1. 気象レーダーの建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	803,000千円 H19.3.31まで	H18.6.25 ダツカで (同日)	日本側 井上正幸在バンブ グラデシユ大使 モハマ ド・イスマイル・ザビラ ッラー財務省経済関係局 次官	H18.7.12 414号
ベンブグラデシ ユ	地方道路簡易橋設置計画のため の贈与に関する日本国政府とバ ンブグラデシユ人民共和国政府と の間の交換公文	地方道路簡易橋設置計画を実施するために必要な 1. 資材及びその調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の資材の輸送に必要な役務の供与	700,000千円 H19.3.31まで	H18.7.9 ダツカで (同日)	日本側 井上正幸在バンブ グラデシユ大使 モハマ ド・イスマイル・ザビラ ッラー財務省経済関係局 次官	H18.7.20 433号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇△△と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。